

令和4年度6月改正における療養費支給申請書の合計額記載方法について

中央情報開発株式会社

2022/7/5

弊社では、令和4年6月施術分より適用される「療養費の一部改訂」におきまして、令和4年5月31日に厚生労働省保険局医療課から通達がございました以下の疑義解釈資料、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について、に基づき、厚生労働省及び各方面の保険者への確認を行い、療養費支給申請書における合計金額の記載に関しては、以下の計算方式で令和4年6月22日ご提供のプログラムより対応を行っておりました。

<療養費支給申請書（令和4年6月22日-和システム対応分）>

- ・保険請求額 … 1円未満の端数については切り捨て。
- ・一部負担金額 … 1円未満の端数については四捨五入。
- ・合計額 … 保険請求額 + 一部負担金額

今回の改定においては、保険請求額と一部負担金額に関して端数の計算方式が異なり、結果的に療養費支給申請書として「合計額 = 保険請求額 + 一部負担金額」とならない場合がある事を懸念しておりましたが、厚生労働省保険局医事課担当者より、

【一部負担金】と【請求額】の合計額と【合計】の金額が不一致であっても差支えない。との回答を、保険者及び弊社が受けた事で、和システム上での端数処理は厚生労働省の回答に準拠した形で算出を行わせて頂いております。

しかしながら、その後に令和4年7月1日に掲載されました厚生労働省の疑義解釈において考え方を覆す方針が公開され、現在様々な方面で混乱を招いております。

<厚生労働省（令和4年7月1日公開分）の疑義解釈資料>

厚生労働省（療養費の取扱い（Q & A）について）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohuhoken/iryohuhoken13/dl/220701_01.pdf

合計金額の解釈について（問118-答）

患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を○で囲む。また、金額は、

「[施術内容欄]の[合計]欄の額から[請求額]欄の額を差し引いた金額」を記入する。

< 今回の疑義解釈を受けての対応など >

厚生労働省の疑義解釈を受け、保険者も方針の変更に迫られる事が想定されます。6月分の申請においては、合計金額が不一致となる事を推奨している保険者であっても、7月分から方針の変換が行われる可能性があります。

弊社では、現在情報の整理を行っており、今回の対応方針を含め準備が整い次第、後発で公開された疑義解釈に準拠したシステム対応を行わせて頂きたいと存じます。

お客様には大変お手数ではありますが、再度システムのアップデートのご案内を行わせて頂く事になります事を何卒ご了承下さい。

以上